

新耐震戸建住宅耐震改修工事助成事業のご案内

令和8年4月 江戸川区

Q.どのような制度ですか？

A.新耐震基準の住宅の耐震改修工事を行う方に、必要な費用の一部を助成する制度です。

Q.助成を受けるための要件(条件)はありますか？

A.「対象住宅」「申請者」それぞれに要件があります。

対象住宅の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ① 過去に江戸川区新耐震戸建住宅耐震改修設計等助成事業の助成を受けていること
- ② 過去に国もしくは地方公共団体の助成制度を利用した耐震改修工事が実施されたことがないこと

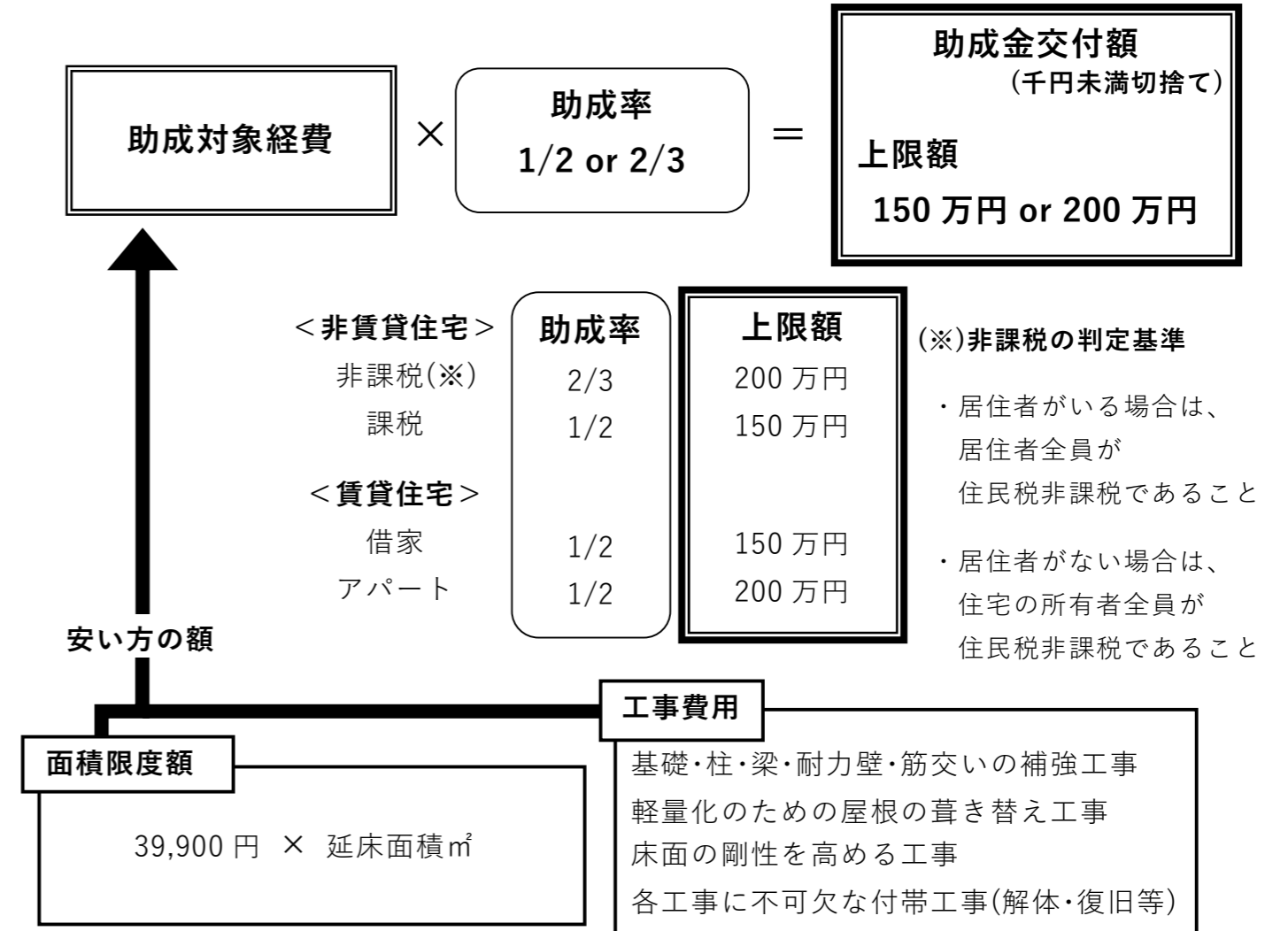
申請者の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ① 対象住宅の所有者又は居住者であること
- ② 対象住宅の耐震改修工事を行うことについて、住宅の所有者・共有者及び居住者の全員の同意を得ていること
- ③ 居住者が申請者となる場合は、住民票上の住所が江戸川区内にあること
- ④ 耐震改修工事の費用を負担する者であること
- ⑤ 売却等の目的で耐震改修設計等を行うものではないこと
- ⑥ 住民税を滞納していないこと



Q.もらえる助成金はいくらですか？

A.助成金の交付額は、「助成対象経費」に「助成率」を乗じた額(千円未満切捨て)です。ただし、150万円または200万円の「上限額」があります。



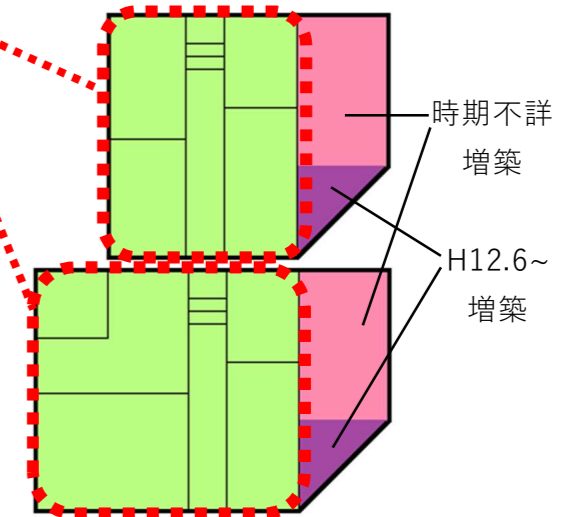
★H12.6~の増改築部分がある場合、**対象部分**の費用のみが助成対象経費となります。

また、**面積限度額**も減額されます。

木造 39,900円 × 対象部分㎡

この他にも、助成対象経費が減額される場合があります。

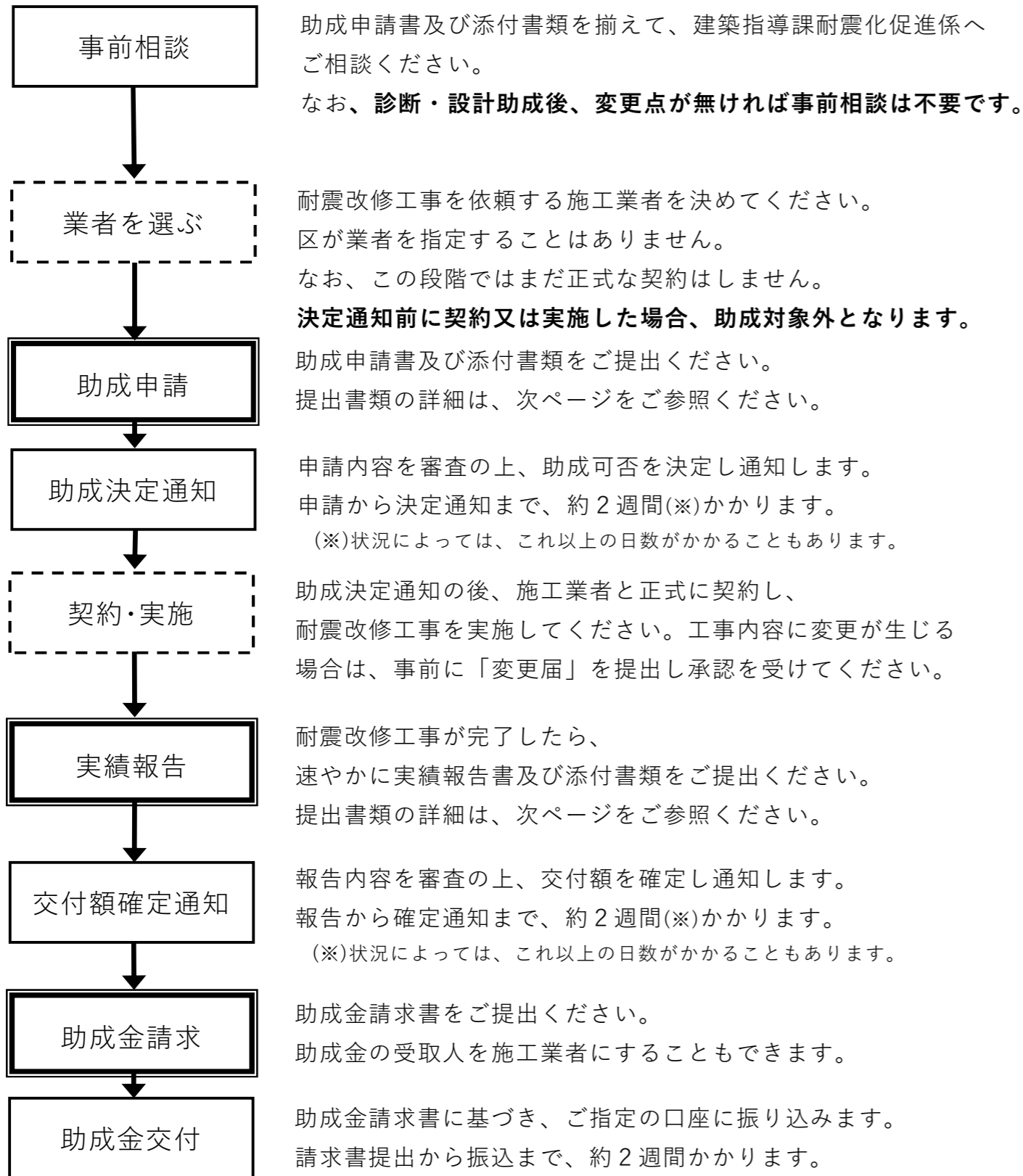
詳細についてはお問い合わせください。



Q.手続きの流れは？

A.以下のとおりです。

会計年度の都合上、各段階に締め切りを設けています。事前相談時にご確認ください。



Q.提出書類は？

A.以下のとおりです。

ホームページ 提出書類	申請フォーム				
	申請書類	変更届	辞退届		
	実績報告	助成金請求			

**本年度より電子申請（ロゴフォーム）が始まりました。
押印等、簡略化がされています。是非電子申請をご利用下さい。**

※「本人確認書類」と「押印」について

助成申請の際に本人確認が必要となります。

本人確認書類は官公署が発行した有効期限内の写真付き証明書に限ります。

（例）マイナンバーカード、運転免許証等

また、電子申請を除き助成申請書、変更届／辞退届、実績報告書、助成請求書の全てで申請者の押印が必要です。押印する印鑑（シャチハタ不可）は同じものを使用して下さい。一度受理した助成申請書は本人であっても直ちに開示することは出来ません。

押印した印鑑をご自身で管理して下さい。

		本人確認書類				押印
		原本		写し		
		申請者 本人	代理人	申請者 本人	代理人	
電子	連絡窓口:申請者			○		
	連絡窓口:申請者以外			○	○ (※)	
郵送	申請者			○		○
	代理人				○	○
窓口	来庁者:申請者	○				○
	来庁者:代理人		○			○

○：必要

※：申請後の手続きを委任する場合

<問合せ先>

江戸川区 都市開発部 建築指導課 耐震化促進係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 電話 03-5662-6389（直通）